

第9章 監査Q&A

○ 外部監査手法としてのリスク・アプローチ手法に関して

Q1-1 会計指導員による外部監査は必ずこのリスク・アプローチ手法による必要があるのか。監事監査と同様な外部監査手法ではないか。

A1-1 会計指導員による外部監査は、近時、国の指導により実施が強く推進される環境にある。そうした中で、外部監査手法についてもリスク・アプローチ手法による外部監査手法が有識者で構成されている会計指導員育成研修委員会で検討され、「手引」としてまとめられているところである。

今後、全国で展開される外部監査は均質性を保って実施される必要があり、「手引」にしたがった外部監査による必要がある。

Q1-2 従前から税理士等の専門家と契約して外部監査を受けているが、今後はこの監査手法に切替える必要があるのか。

A1-2 従前から会計専門家等による外部監査を実施し、今後もその継続を予定している土地改良区においては、従前の外部監査を継続し、監査結果を今後の業務運営に生かしていくという判断が可能である。

○ 外部監査リスク細目に関して

Q2-1 外部監査対象とする具体的なリスク細目の絞り込み、選択は、土地改良区の判断で決定し、その後、県土連に依頼する進め方となるのか。

A2-1 土地改良区が外部監査の実施を希望する場合、まずは県土連に実施を相談し県土連内の会計指導員の指導を受けることが望ましい。会計指導員は外部監査の実施手法、実施リスク細目、外部監査実施手順などの説明と、土地改良区自身によるリスク評価の実施について説明をするので、それら情報を土地改良区が勘案して外部監査リスク細目の選択に至るという流れで土地改良区と県土連（会計指導員）が外部監査契約締結に至ることが想定されている。

Q2-2 土地改良区が団体営土地改良事業などを実施している場合で、その事業リスクなどについて会計指導員による外部監査を受ける意向があるとき「リスク分類」に該当するものがないかどうなるのか。

A2-2 事業リスクに関しては、現在、本「手引」において標準的となるリスク分類表、リスク細目別外部監査作業表の提示がない状態であるが、当該土地改良区において格別の実施意向がある場合、照会に応じて全土連から参考となる情報を提示する予定である。

○ 外部監査の実施主体に関して

Q3-1 外部監査を県土連所属の会計指導員に依頼する場合、どのような手順、手続が必要となるのか。

A3-1 外部監査を希望する土地改良区としては、Q3-A3で触れているように、まず県土連（会計指導員）と協議し、外部監査手法、外部監査対象リスク細目、外部監査時期等について理解をした上で、県土連会長に対し土地改良区理事長名で外部監査実施依頼書を提出する。県土連においては、その内容を県土連内部の「管理運営体制強化委員会」に諮り実施を決定し、その結果を土地改良区に通知するとともに、外部監査契約書の締結手続に入り、契約締結後、県土連内において担当となった会計指導員が外部監査を実施する、という手順となる。

Q3-2 会計指導員の認定を受けた者が、県土連所属の会計指導員の他に土地改良区OBの者がいる場合、土地改良区の選択により、その者に外部監査を依頼できるのか。

A3-2 県土連内には、土地改良区体制強化事業実施要綱に基づき「管理運営体制強化委員会」があり、行政も委員として参画しているこの委員会が外部監査年度計画をまとめるものとなり、外部監査実施予定土地改良区、その外部監査を担当する会計指導員が決定されるので、土地改良区はその結果の受入れを願いたい。なお、土地改良区が、土地改良区OBの者を要望すること自体は妨げられない。

○ 外部監査契約に関して

Q4-1 外部監査に要する費用の算定として、外部監査に要する標準の所要日数により積算例が示されているが、実際の監査日数が長短した場合はどうするのか。

A4-1 福島県内Y土地改良区における実地調査結果から標準と考える積算例を示しているが、事前調査、本監査、補足調査として構成しているうち、仮に補足調査を行う必要が無かったという場合には、外部監査契約書（例）第12条に定める額の確定手続で、県土連から土地改良区に対し外部監査所要日実績資料が提出され、その資料により補足調査の実施がなく外部監査が終了したものと確定するので、それに応じた積算に修正されるものとなる。

Q4-2 外部監査において、事前調査、補足調査は必ず実施するものとなるのか。省略はできないのか。

A4-2 外部監査の中心となるのは本監査であるが、事前調査はそれに先立ち、本監査を円滑に進める上での準備となる重要な手順である。本監査で通覧する必要のある議事録、各種の書簿など監査リスク細目に関連した資料の提示について土地改

良区に事前準備を求め、リヌク細目によっては、あらかじめ説明メモの作成を事務局に依頼しておくことで本監査の円滑な進行に道筋を付けておくものとなる。

このように、事前調査は本監査前に欠くことの出来ない手順である。

一方、補足調査については、監査対象としているリヌク細目についての事実確認とか証明資料について追加を求める等の作業であり、ケースにより必要性が生じる場合があるものである。必須という性格のものではないが、外部監査報告書の精度を確保する上で調査が必要となる場合がある。

Q 4-3 外部監査結果報告や外部監査所要日実績などの県土連から土地改良区への報告書式については、どのようなものとなっているのか。

A 4-3 外部監査結果報告や外部監査所要日実績の書式については外部監査契約書(例)に関連するものとして作成しており、「手引」第8章において示している。

○ 外部監査の実施年、実施時期、実施頻度に関して

Q 5-1 外部監査の実施年について、行政検査とのタイミングとの関係ではどのような実施年、実施時期が妥当と考えられるか。

A 5-1 土地改良区の運営、会計処理等に対して行われる検査としては、行政において実施される土地改良区検査がおおむね3年に1回の頻度で実施されている。また、内部の監事監査が毎年2回の実施が通例となっていることも勘案し、土地改良区において受検上の負担も考慮して外部監査を受けるに都合のつく年、時期が実施年として候補となると考えられる。行政による検査予定となる年ではなく、また、監事による監査時期を外した時期が適当と考えられる。

Q 5-2 土地改良区の外部監査の実施は、各年実施となるのか、3年ごとの実施でもよいのか。

A 5-2 外部監査の実施を強く推奨している行政においても、一律に各年の外部監査実施を求めてはいない。外部監査の実務に当たる会計指導員の養成も課題となっている現状もあることから、現時点としては、3年に1度の外部監査の実施を目標とすることが妥当と考えられる。

○ 外部監査の報告、内容説明に関して

Q 6-1 外部監査に従事した県土連職員たる会計指導員は、外部監査結果についてどのような手順で県土連内への報告をするのか。

A 6-1 県土連職員たる立場で会計指導員資格者として業務指示を受けて外部監査に従事したものであり、業務処理の一つとして、県土連会長に対し外部監査報告書を提出して決裁を受ける形で報告をすることとなる。

